

警 視 庁 公 安 部 長  
各 道 府 県 警 察 ( 方 面 ) 本 部 長 殿

原 議 保 存 期 間 3 年 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで 保 存 警 察 庁 丁 外 事 発 第 1 1 8 号 警 察 庁 丁 総 発 第 3 9 9 号 平 成 2 5 年 6 月 2 8 日 警 察 庁 警 備 局 外 事 情 報 部 外 事 課 長 警 察 庁 長 官 官 房 総 務 課 長
--

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の都道府県警察のウェブサイトへの掲載について

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案については、各都道府県警察にあっては、必要な捜査・調査に努めているところであるが、引き続き北朝鮮との関連性を示す情報を含め、広く国民からの情報提供を求めるため、関係者の家族の同意を確実に得た上で、事案の概要及び関係者の写真等を自ら運営しているウェブサイトに適切に掲載されたい。

また、これまでに家族の同意を得た事案については、速やかに掲載されたい。

なお、今回の取組で掲載される事案を「警察庁重点情報収集事案」とし、ウェブサイト以外の各種媒体も利用して、積極的に広報啓発に努められたい。